

宮崎県地域づくりネットワーク協議会規約

(名称)

第1条 この会は、宮崎県地域づくりネットワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、会員である地域づくり団体の自主的・主体的な活動を促進することを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、宮崎県、市町村及び協議会の目的に賛同する地域づくり団体とする。

(入会、退会等)

第4条 会員となるために入会しようとする地域づくり団体は、次に掲げる書類を協議会会長に提出し、その承認を得なければならない。

(1) 当該団体の主たる事務所が所在する市町村の推薦書（別紙1 - 1）或いは当該団体の主たる事務所が所在するブロック代表者の推薦書（別紙1 - 2）

(2) 地域づくり団体全国協議会地域づくり団体登録シート（別紙2）

(3) 入会登録シート（別紙3）

2 会員は、地域づくり団体全国協議会地域づくり団体登録シートの内容に変更があった場合は、協議会事務局に通知するものとし、協議会事務局は必要な手続を経て、当該団体の主たる事務所が存する市町村或いは当該団体の主たる事務所が所在するブロック代表者にその旨を通知する。

3 退会しようとする会員は、協議会会長に地域づくり団体登録シート（別紙2）を提出しなければならない。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 地域づくり団体相互の交流を促進する事業

(2) 地域づくり団体に対する情報提供事業

(3) その他地域づくりを進めるために必要な事業

(役員)

第6条 協議会には、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 監事 2名

2 協議会には、顧問を若干名置くことができる。

3 会長は、第8条第2項に規定する委員会の委員（以下「委員」という。）の互選により、同条第2項第5号の地域づくり団体の代表の委員のうちから選任するものとする。

4 副会長は、行政関係の委員及び地域づくり団体の代表の委員のうちから各1名を会長が任命する。

- 5 監事は、委員のうちから会長が任命する。
- 6 顧問は委員会の推薦により会長が任命する。
- 7 役員の任期は選任又は任命の日から、翌々年の4月以降に開催される委員会の日までとする。ただし、新役員が選任・任命されるまでの間は引き続きその職務を行うものとする。
- 8 顧問の任期は役員の任期に準ずる。
- 9 役員及び顧問は再任されることができる。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、予め会長の指名した副会長がその職務を代理する。
- 3 監事は、会務及び会計を監査する。

(顧問)

第7条の2 顧問は、協議会の目的を達成するために、総合的な知見から助言を行う。

(委員会)

第8条 協議会の運営に関する次の事項について審議するため、委員会を設置する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業報告及び決算に関すること。
 - (3) 規約・規程等の改廃に関すること。
 - (4) その他協議会の運営に当たっての重要事項
- 2 委員会は、次の委員により構成する。
- (1) 宮崎県総合政策部次長（政策推進担当）
 - (2) 宮崎県生活・協働・男女参画課長
 - (3) 宮崎県中山間・地域政策課長
 - (4) 代表市町村の地域づくり担当課長
 - (5) 県内各ブロックにおける地域づくり団体の代表
- 3 委員会には、委員長を置き、会長が委員長を兼任する。
- 4 委員会は、委員長が議長となる。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席により成立し、過半数以上の賛成によって議決するものとし、可否同数のときは委員長の決するところによる。

ただし、第8条第1項第4号に定める事項については、出席委員の3分の2以上の賛成によって議決するものとする。

- 2 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面を持って表決を委任することができる。

(ブロック)

第10条 県内各地域における地域づくり団体の連携を強化するため、以下のブロックを設定し、県内各ブロックにおける地域づくり団体の代表者（以下「ブロック代表者」という）1名と地域づくりコーディネーター（以下「コーディネーター」という）若

干名を置く。

- (1) 宮崎・東諸県ブロック
- (2) 南那珂ブロック
- (3) 北諸県ブロック
- (4) 西諸県ブロック
- (5) 児湯ブロック
- (6) 日向・東臼杵ブロック
- (7) 延岡ブロック
- (8) フォレストピアブロック

(ブロック代表者)

第11条 ブロック代表者は、各ブロックにおいて選任する。

- 2 ブロック代表者は、ブロック運営会議等の意見を踏まえ、当該ブロックにおける次期ブロック代表者として選任したものを「地域づくりネットワーク協議会ブロック代表者報告書」(別記様式第5号)により協議会会長に提出する。
- 3 ブロック代表者の任期は選任の日から、翌々年の4月以降に開催される委員会の日までとする。ただし、新ブロック代表者が選任・任命されるまでの間は引き続きその職務を行うものとする。
- 4 ブロック代表者は再任されることができる。
- 5 ブロック代表者は、当該ブロックにおける地域づくりコーディネーターを兼任する。

(地域づくりコーディネーター会議)

第12条 協議会の運営や今後の活動への取組について幅広く意見を交換し、連携を強化するため地域づくりコーディネーター会議を設置する。

- 2 コーディネーター会議の設置等に関する規定は、別に定める。

(経費)

第13条 協議会の事業を行うための経費は、負担金及びその他の収入をもってあてる。

(事業計画及び予算)

第14条 協議会の事業計画及び予算は、会長が作成し、委員会の承認を得なければならない。

- 2 やむを得ない理由により予算が成立しないとき又は委員会による予算の承認を得る以前においては、新たな予算が成立する日まで前年度の予算に準じ執行することができる。
- 3 前項の規定による収支は、新たに成立した予算に基づいた収支とみなす。

(事業報告及び決算)

第15条 協議会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を経て、その会計年度終了後3月以内に委員会の承認を得なければならない。

(余剰金の翌年度繰越)

第16条 各年度において決算余剰金を生じたときは、翌年度の歳入に繰り越さなければならない。

(会計年度)

第 17 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 18 条 協議会の事務局については、特定非営利活動法人宮崎文化本舗に置く。

(その他)

第 19 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 6 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 7 年 7 月 7 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 17 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 13 年 7 月 12 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 5 月 23 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 5 月 28 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 5 月 30 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 6 月 23 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 6 月 8 日より施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 5 月 31 日より施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月7日より施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月2日より施行する。